

令和5年度高知県航空路線乗継利用促進事業費補助金

※期間：R5.7～R6.1（予算がなくなり次第終了）

高知県では、連続テレビ小説「らんまん」の放送に合わせて、全国各地から高知県への誘客を図るため、**高知県を目的地とした航空路線の乗継利用に係る旅行商品を造成する旅行会社を支援**します。

※事業期間は令和6年1月31日までですが、予算額に達した時点で事業を終了します。

※申請期限は事業開始日（旅行開始日の）14日前までです。

※令和5年度空港振興・環境整備支援機構助成事業を活用して実施する事業です。

1 補助内容

補助事業者	補助事業	補助対象経費	補助金の額		
			補助率	上限	
旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行会社	旅行商品造成支援事業	旅行商品の企画造成等に要する経費	定額	1企画につき50万円 かつ送客1人につき5,000円	1事業所当たり100万円
	旅行商品販売促進支援事業	パンフレット等の作成経費	1/2以内	1企画につき5万円	
		Webページ作成経費及びインターネット広告に要する経費		1企画につき10万円	

2 主な補助要件

- ・高知県を目的地とした募集型企画旅行商品であること
- ・以下の空港を発着地とする航空路線の乗継旅行商品であること（片道利用可）
 - 新千歳（成田経由に限る）、青森、三沢、秋田、大館能代、山形、庄内、福島、小松、能登、松本
- ・令和5年7月5日から令和6年1月20日までの間（令和5年8月9日から同月12日まで及び令和5年12月31日から令和6年1月3日までの宿泊日を除く。）に高知県内の宿泊施設に宿泊すること
- ・1企画当たり20名以上の集客があること
- ・パンフレット、Webページへの掲載等により広く募集されていること
- ・旅行商品造成支援事業の活用にあたっては、商品の募集・販売に際し、予め補助金に相当する金額を差し引いて販売すること

【問い合わせ先】

高知県 中山間振興・交通部 交通運輸政策課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
tel：088-823-9341 Fax：088-823-9526

